

長期計画審議会における行政分野別審議の進め方等について

1 行政分野別審議の流れ

審議会では、令和元年5月から9月までの5回にわたり、行政分野別の課題や将来像について審議を行っていく。各回において審議の対象となる行政分野は、次表及び資料4-1のとおりとする。

<審議予定>

回	開催日	審議する行政分野の割振り
第3回	5月30日	行財政運営、情報政策、地域コミュニティ
第4回	6月24日	平和・人権、産業振興、芸術・観光・自治体交流、スポーツ振興
第5回	7月25日	子育て、教育、生涯学習、環境
第6回	8月27日	地域福祉・地域包括ケア、高齢福祉・障害福祉・生活困窮、保健医療
第7回	9月30日	防災・防犯、安全・安心の街づくり、道路・交通、自然環境・景観

2 審議のポイント

- 審議会委員は、区民目線で各行政分野に関する概ね20年後の区の将来像やあるべき姿について議論するとともに、それにつながるキーワードなどについても提案する。
- 審議会委員には、上記内容について、限られた時間で多くの意見を出してもらうことに主眼に置くこととし、行政側への質問があった場合には、原則として、次回審議会にて回答することとする。

3 中間答申

審議会では、令和元11月頃を目途に中間答申を行う予定である。中間答申は、新たな基本構想に盛り込むべき内容（区の将来像・施策の方向等）について、審議会での審議状況を取りまとめて公表し、広く区民の意見を聴取するために行うものである。

<中間答申の内容>

項目	記載内容
新たな長期計画の体系について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期計画の体系 ○ 基本構想の項目 ○ 長期計画の評価手法
行政分野別の将来像等について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来に向けた課題等 ○ 5年後、10年後に向けた施策の方向 ○ 20年後のあるべき姿・将来像

以 上